

第 97 回 消費者安全調査委員会 議事要旨

■日 時：令和 2 年 10 月 8 日（金）10:15～11:30

■場 所：中央合同庁舎第 4 号館 2 階 共用第 3 特別会議室（Web 会議システム併用）
（東京都千代田区霞が関 3 - 1 - 1）

■出席者（敬称略、50 音順、（※）：Web 会議システムによる出席）

<消費者安全調査委員会>

委員長：中川丈久

委員：持丸正明、小川武史（※）、河村真紀子、澁谷いづみ、
中原茂樹（※）、水流聡子（※）

<消費者庁>

伊藤消費者庁長官、高田次長、片岡審議官、鮎澤消費者安全課長、松本事故調査
室長、事故調査室員

■議事次第：

1. 開会
2. 消費者安全調査委員会委員挨拶
3. 委員長代理の指名
4. 個別事案について
（1）選定事案
4. 閉会

■議事概要：

1. 開会

○中川委員長 では、定刻となりましたので、ただいまより第 97 回「消費者安全調査委員会」を開催いたします。

私は、このたび、消費者安全調査委員会の委員長を務めることとなりました中川でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

初めに、伊藤消費者庁長官から御挨拶を賜りたいと思います。よろしくお願ひします。

○伊藤消費者庁長官 ありがとうございます。

おはようございます。消費者庁長官の伊藤でございます。

本日は、お忙しい中、また、本当にお足元の悪い中、皆様方には御参集いただきまして誠にありがとうございます。

新しい体制になりました第 1 回目でございますので、私ども、井上大臣に出席して御挨拶をしていただく予定としておりましたけれども、急遽公務が入りまして出席がかないませんので、大変申し訳ありませんが、私から御挨拶をさせていただきたいと思ひます。

本年 10 月で消費者安全調査委員会は発足 9 年目になりました。本日は第 5 期初めての

委員会開催となります。再任していただいた方、また、新しい委員の方にも御参加いただいた初めての開催ということでもあります。

消費者行政の中でも、安全というのは本当に大事な柱であります。本委員会では、委員会の発足以来、被害に遭われた方々に真摯に向き合いながら、1件ずつ丁寧に事故の原因究明及び再発防止策の提言に取り組んでいただいたと承知しております。

これまでの8年間に、ガス湯沸かし器事故、エレベーター事故など、16件にわたり報告書をまとめていただいておりますし、また、直近ですと、令和2年6月19日の水上設置遊具における溺水事故についてもかなり早くスピード感を持っておまとめいただいたと思っております。これに基づいて、関係行政機関に事故の再発防止策を提言してこられました。本委員会のこれまでの御貢献に心からの敬意と感謝をまず申し上げたいと思います。

また、今後も委員の皆様には活発な御審議をいただき、より多くの事案について、まず事故から教訓を得て、同じような事故を繰り返さないということの基本において、有意義な御意見を取りまとめていただくことを強く期待しております。

消費者にとって安全安心な社会というのは一丁目一番地の大事なテーマでございますので、その本当に大事なところを担っていただく委員の皆様方でございます。引き続きお力を賜りますよう心からお願いいたしまして、私からの御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○中川委員長 どうもありがとうございました。まさに一丁目一番地、頑張っていきたいと思っております。

3. 消費者安全調査委員会委員挨拶

○中川委員長 本日は第5期の初回の委員会開催でございますので、委員の皆様からお一人ずつ、これまでの御経験、事故調査に関する考え方、また、本委員会における抱負なども含めて御挨拶をいただければと思います。

僭越ではございますが、最初に私から挨拶を申し上げたいと思います。

先ほどの懇談会のときに少し申し上げましたが、課題を感じたということがございます。この機会ですので、問題意識をどこまで共有できるかということも含めてお話をさせていただきたいと思っております。

私、この安全調査委員会で今まで6年ほど委員を務めまして、この委員会がしてきたことの特徴として3つほどあるなと思っております。

1つは、機械安全の場面において、設計思想が遅れているのではないかとこの委員会を指摘していくというのがこの委員会の一つの大きな役割だと思っております。

もう一つは、様々な事業者が関わっていて、メーカー、販売、メンテナンス、そして、利用者ですが、利用するときの監視なども含めて、様々な人が関わっているので、安全責任の所在が曖昧になっているところを突いていく。そこに切り込んでいって、誰が何をすべきかということと切り分けていく。これも我々調査委員会としてはよく提言するパターンの2番目かと思っております。

3番目は、出口として、所管官庁に意見を言い、そして、業界に自主規制をお願いする。これが一つの典型的なパターンだったかと思っております。それに加えて消費者庁には消費者に

対する注意喚起ですね。官庁横断的にいろいろなことを言うという意味では、出口に関してはある程度は成功したかなと思います。

以上が特徴なのですがけれども、他方で、そこから見えてきた課題もございまして、特に最後の自主規制をお願いしているという関係で、業界がないもの、たとえば製品を輸入しているとか、それから、一番実は重要な役割を果たす人が事業者ではないという場合は対策が急に難しくなります。マンションの管理組合であるとか、太陽光パネルであれば設置者と、消費者と言うべきなのか、しかし、法律上は責任がある。そういうところになると、途端に私たちが意見を出しても何も動かないということを何度か経験した課題でございます。こういう業界以外のところに我々が手を伸ばしていけるのかというところが一つ課題かなと思います。

課題はあと2つ感じているのですがけれども、一つは、事故調が何をしているかということが恐らく見えにくいのではないかと。これは記者会見をするときにいつも思うのですがけれども、やはり我々もうまく説明し切れていないなという気がします。ピースミール的にあれこれつまみ食いしているように見えるのではないかと思うのです。委員の方々は皆様それぞれ頭の中に事故対策というか安全に対する体系的な思想があって、今、そのうちここをやっているんだということがお見えになっているのだと思うのですがけれども、それを体系的に我々はつぶしていくんだというふうな形の見せ方、例えばこれは一例でございますが、何かそういう工夫をしないと何をしているのかが分からないというところになってしまっているかなというところを少し危惧しております。

最後ですが、これはよく言われることで、報告書の数が少ないということです。8年間で16件ですかね。今手持ちのものも結構ありますので、本当は実質もっと多いのですが、16件の報告書を出しております。平均すると毎年2年なのですがけれども、本格的調査は、私もやはり本格的調査は毎年2件とか3件、多くて4件が限界ではないかと思っております。

それ以外に私たちが見ているものの中で、本格的調査は必要ないのだけれども、これは少し何かやれば安全になるよねというものがあります。それをどう我々が対応してよいのか、そもそもそれは我々の所管なのかというところは法律上書いていないので、なかなかどう動けばいいかが分からない。事故原因も分かっているし、誰が何をすればいいかもだいたい分かっているのだけれども、それを調査もせず報告書を出せるかとなると、これはちょっと違うのではないかということで止まっています。本格調査のほうはリソースの点からいっても毎年2件からせいぜい4件というものだと思うのですが、そうでないものが結構あって、それがどうも権限上はつきりしないというところが課題かなと思っております。

そのような感じを持ってございまして、委員の皆様の御意見を伺いながら、また第5期も務めさせていただきたいと思っております。

長くなって申し訳ございません。

それでは、順番に御挨拶をいただきたいと思いますが、あいうえお順でいつも申し訳ございませんが、まず小川委員からお願いいたします。

○小川委員 青山学院大学の小川と申します。どうぞよろしく申し上げます。

私、専門は材料強度学というもので、例えばよく出てくる金属疲労とか応力腐食割れと

いったものが専門で、要するに破壊の専門家です。

そういうことで、事故が起きると大抵破壊がどこか絡んでいることがあって、特に大学時代にサイクリング部だった関係で、自転車の破壊でいろいろと消費者問題で話があったりして、こういう消費者安全のところへ、この委員会では8年前から6年間臨時委員を務めて、2年間この委員会の委員として参加してきました。

これからもできるだけ社会を安全にしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

以上です。

○中川委員長 どうもありがとうございました。サイクリング部というのは初めて聞きました。

続きまして、河村委員はWeb参加ですね。よろしくお願ひいたします。

○河村委員 私のほうが時間を勘違いしておりまして、大変御迷惑をおかけしておわび申し上げます。最初の第1回なのに失礼いたしました。

おなじみの方がたくさんいらっしゃいますけれども、初めての方もいらっしゃるのので、改めまして、私、消費者団体の主婦連合会の河村と申します。

主婦連合会は消費者団体ですから、消費者のことでしたら一般的にいろいろなことを、食品表示から取引の安全から全てやるのですけれども、消費者団体の中では、主婦連合会は身体、生命の安全について割と取り組んできた団体と言えらると思います。消費者団体の中には、専ら取引安全というほうに重きを置いている、財産の被害のほうに重きを置いている場合があるからなのですけれども。

私、消費者庁ができる前に、消費者庁をつくりましょうという運動とか、そのときに消費者のための事故調査機関をつくりましょうという運動に一生懸命取り組んだ関係から、そのときからどっぷりと事故調査とは何かということにつかっておりまして、今でも続いておりますが、そのときに連携して事故調ネットというものをつくりまして、被害者の方や事故の関係者の方、航空機パイロットの方、お医者さんや弁護士さんなどいろいろな人と、責任追及ではない再発防止のための事故調査とは何かということについてずっと取り組んできております。

私もこの委員会は、最初、専門委員から始まりまして、最初からずっと何かしらの委員として関わっております。時々気持ちが熱くなり過ぎてしまうときがあるのですけれども、これからも一生懸命取り組んでいきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○中川委員長 ありがとうございます。河村委員とはずっと長く御一緒させていただいていましたけれども、ドライビングフォースみたいな熱い思ひをいつも頂いております。引き続きよろしくお願ひいたします。

次に、澁谷委員、お願ひいたします。

○澁谷委員 愛知県一宮保健所長をしております澁谷でございます。4期に引き続きましてよろしくお願ひいたします。

保健所長は医師でございますが、私は大学病院の小児科医の研修医からスタートいたしました。その後、研究もいたしまして博士号もいただきましたが、現在は行政に身を置い

ております。

保健所というところは健康危機管理をするのが仕事でございます。現在は新型コロナウイルスの対策の最前線にいる行政でございますけれども、こういったことがないとなかなか市民の皆さんには保健所が何をやっているところかということが見えにくいわけでございますが、実際には地域の住民の皆さんの健康危機管理に関する食品あるいは薬品、医薬品や環境問題といったところの相談や苦情を受け付ける窓口でございます。

現場の声をまたこの委員会にも生かせたらと思っております。よろしく申し上げます。

○中川委員長 どうもよろしく申し上げます。いつも冷静な意見をありがとうございます。次は水流委員、お願いいたします。

○水流委員 東京大学の水流聡子と申します。水が流れると書いて「つる」と読みます。よろしくをお願いいたします。

今日はそちらに伺う予定だったのですけれども、年がいもなく運動をやり過ぎて膝を痛めてしまったみたいで、今朝そちらに行きかけたら途中で痛くなって、長距離が歩けないということが分かりましたので、急遽大学に戻りました。よろしく申し上げます。

私も前回、前々回から含めてさせていただいておりますけれども、ほかの委員の先生方、物すごい専門性があって、いろいろな観点があって、私自身が非常に勉強になっております。

今、委員長の中川先生がおっしゃられたように、安全に対する体系というか、消費者安全から見たときの俯瞰図みたいなものをいつか準備をしておいて、どの辺りの要素を今取り扱っているのかということが分かるようにすると、少しは国民の皆様がこの委員会が何をしているのかということが見えやすくなるかなと考えたりしております。

今まで出た 16 件の報告書についても、それぞれその中の複数の要素に対して何らかの示唆や知見を与えているのだと思うのですけれども、そういったものをこの委員会を通して出していったらいいかなと思っております。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○中川委員長 何だか審議に入ったような感じでございましたね。どうもありがとうございました。よろしくをお願いいたします。

引き続きまして、新しく入っていただきました中原委員、お願いいたします。

○中原委員 関西学院大学の中原と申します。今回から参加させていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

私は中川委員長と同じく行政法を専攻しております。消費者行政につきましては、第 4 次消費者委員会の委員を 2 年間務めたことがございます。また、第 4 期消費者基本計画のあり方に関する検討会というものが消費者庁で行われたことがございますけれども、その委員を務めたことがございます。

安全調査につきましては、消費者委員会にいたときに事故情報をどのように集めてどのように生かしていくかという議論をしたことを覚えておりますけれども、安全調査に特化した委員会には、今回初めて参加させていただきます。大変重要な仕事だと考えておりますので、微力を尽くしてまいりたいと存じます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○中川委員長 どうぞよろしくをお願いいたします。同じ専門でございますので、お助けい

ただければと思います。

では、最後になりましたけれども、持丸委員、お願いいたします。

○持丸委員 改めまして、産総研の持丸でございます。

私もこちらの調査委員会は比較的長く務めております。

バックグラウンドは、私はエンジニアでありまして、人間工学とかそういうようなことをやってまいりまして、実は子供の安全に関する研究に 20 年ぐらい前から取り組み始めたこともあって、その流れでいろいろと仰せつかっているのかなと理解しております。

私の抱負というわけではないのですが、2つ思っていることがありまして、1つは、河村さんがお話しただけなかつたので私から話しますけれども、産総研は国際標準をいろいろやる中で、PC、Project Committee というのですけれども、PC329 というものが新たに立ち上がりまして、日本が主導で、私が国際議長を務め、河村さんが事務局を務めていますけれども、消費者事故調査ガイドラインというようなものをつくってほしいと。

これは既に我々がおおむね実践しているようなことですが、ある意味では先進国しかそういうものを実践し切れていなくて、たくさんの消費者事故が諸外国でも起きていて、我々は国の中でこれをしっかり回していくだけではなくて、国際的にもそういうものでリードしていくことに意義があるだろうと。幾つもの国から賛同を得まして、これが立ち上がることになりました。いろいろな意味で、これから皆さんにも御意見をいただきながら進めていくことになりまして、我々の活動が世界に見えるタイミングでもあるかなと思っております。

もう一つは、実はこれも私が国際標準でやっている絡みなのですが、シェアリングエコノミーとかそういうものがあるのですが、フリマサイトのような類のものもシェアリングエコノミーの中に入っております、今、その中で消費者事故が Consumer to Consumer のやり取りの中で起きるといふ懸念がいろいろ出てきています。例えば子供用品は中古品がすぐ CtoC 市場に出てくるのですが、マニュアルがなくなっていたり、衣服の場合は、悪いというわけではないのですが、お母さん方が手作りしたものをやるのだけれども、それは JIS に準拠していなかったりということが起きています、プラットフォームをやる方々にどれだけ責任を持っていただけるかということは、今まで我々が製造元の蛇口を締めればよいと思っていたところとちょっと違う消費者安全の取組が必要になってくるかなと感じておりまして、まだ国際標準の会議ではそんなところは議論されておきませんが、その辺りもこういうところで少し、もし何か事案が出てきたら率先してやっていけるといかなと思ったりしております。

私からは以上になります。

○中川委員長 ありがとうございます。

最後の点、まさに消費者庁で別のところでデジタル・プラットフォームの規制をしようかという話があるのですけれども、委員会からそういうことを言うことは非常に強力な援護になるのではないかなと思います。大変貴重な点、ありがとうございます。

一回り御挨拶をいただきました。問題関心と、あと、今日は意外にいろいろな個人情報が出てきましたので、よかったと思います。澁谷先生が小児科医だって初めて知りました。

3. 委員長代理の指名

○中川委員長 それでは、次の議事に移りたいと思います。

消費者安全法第 21 条第 3 項に基づきまして、委員長に事故があるときはあらかじめ指名する委員が委員長の職務を代理することとなっております。

指名させていただく委員につきましては、私からは持丸委員にお願いしたいと思いますが、持丸委員、いかがでしょうか。

○持丸委員 御指名いただきまして、大変ありがとうございます。引き続き頑張ってもらいたいと思います。よろしくお願いいいたします。

○中川委員長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、部会長及び部会長代理等の指名をいたします。

サービス等事故調査部会及び製品等事故調査部会につきましては、消費者安全委員会令第 1 条第 2 項により、部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名することとされております。また、同委員会令第 1 条第 3 項では、部会に部会長を置き、当該部会に所属する委員のうちから委員長が指名することとされております。

部会長、部会長代理、部会に所属する委員並びに臨時委員等につきましては、10 月中に指名をし、事務局を通じて委員の方にお伝えするということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○中川委員長 ありがとうございます。

それでは、指名の準備をさせていただきます。

4. 個別事案について

(1) 選定事案

《新規選定事案候補について》

○ 新規選定事案の候補について、事務局から説明があり、これを基に審議を行った。

○ 次回は令和 2 年 10 月中に開催する予定。

4. 閉会

文責：消費者庁事故調査室